

大戸川ダム環境保全委員会 規約

(総 則)

第 1 条 本規約は、「大戸川ダム環境保全委員会」(以下、「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

(設置)

第 2 条 委員会は、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所長(以下「事務所長」という)が設置する。

(目 的)

第 3 条 委員会は、大戸川ダム建設事業における環境調査の実施及び影響予測・評価、並びに環境保全措置(以下、「環境調査等」という。)の実施について助言を得ることを目的として設置する。

(委員会)

第 4 条 委員会の委員は、別紙のとおりとし、事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は、原則 4 年とし、再任を妨げない。
3. 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
4. 委員長は委員会の会議を進行し総括する。
5. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代理する。
6. 委員長は委員会を招集し、開催する。
7. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
8. 関係自治体(滋賀県、大津市、栗東市、甲賀市)は、オブザーバーとして委員会に参加することができる。

(委員会の公表)

第 5 条 委員会の公開方法等については、別途定める公開要領のとおりとする。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所に置く。

(開催)

第 7 条 委員会は、大戸川ダム建設事業に係る環境調査等が完了するまでの間とする。
委員会の開催は、原則年 1 回とするが、必要に応じて随時開催する。

(規約の改正)

第8条 委員会はこの規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和4年10月31日から施行する。

令和6年10月8日一部改正

別紙

大戸川ダム環境保全委員会 委員名簿

氏名	分野	役職
大谷 一弘	植物	環境省希少野生動植物種保存推進員
萱場 祐一	河川工学	名古屋工業大学 教授
小林 圭介	植物	滋賀県立大学 名誉教授
坂根 隆治	鳥類	日本鳥学会 会員
角 哲也	河川工学	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 特定教授
前田 喜四雄	哺乳類	奈良教育大学 名誉教授
松井 正文	両生・爬虫類	京都大学 名誉教授
松田 征也	魚類	日本魚類学会・日本貝類学会 会員
山本 雅則	昆虫類	日本甲虫学会 会員

※敬称略、五十音順